

# 東京みなとロータリー・クラブ細則

## 第1条 理事および役員選挙

### 第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長（会長経験者でなければならない）、幹事、会計、会計監事および5名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、会計および会計監事がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た5名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとなり、その年度終了直後の7月1日に、会長に就任するものとする。副会長は、会長を補佐するものとする。

### 第2節

選挙された役員（ただし、会計監事を除く）および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。

### 第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

### 第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された5名の理事、会長、副会長、幹事、会計、会長エレクトおよび直前会長である。

### 第3条 役員の仕事

#### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行うことをもって会長の仕事とする。

#### 第2節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事ならびに会長または理事会によって定められる仕事を行う。

#### 第3節 幹事

幹事の仕事は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってR I 事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、R I 事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR I に対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをR I に送金し、その他通常その職に付随する仕事を行うにある。

#### 第4節 会計

会計の仕事は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する仕事を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

#### 第5節 会計監事

会計監事は、毎年1回会計を監査する。

## 第4条 会合

### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第一例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第5条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している)

### 第2節

本クラブの毎週の例会は火曜日12：30に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節（b）項の規定の基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の別段の規定によるものでなければならない。ただし、本クラブの所属期間が10年以上であり年齢が65歳以上の会員については、この限りでない。

2019年7月1日施行の標準ロータリークラブ定款第10条第1節(d)にかかわらず、「メイク・アップは欠席した例会の前後14日間以内に行うことを要するものとする。

### 第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節

定例理事会は毎月第1例会に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行わなければならない。

### 第5節

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第5条 入会金および会費

### 第1節

入会金は15万円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。また、理事会決議により入会金に限り特別価格を期間限定で設定できるものとし、事前に会員に告知するものとする。

### 第2節

会費は年額35万円とし、各半年ごとの各支払額のうち米貨6ドルは各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

(注：ロータリアン誌の購読料は年間米貨12ドルとする。)

## 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第7条 常任委員会・委員会

第1節 本クラブは、次の常任委員会をおく。

クラブ運営委員会

会員組織委員会

親睦委員会

奉仕プロジェクト委員会

国際委員会

第2節 前節の各常任委員会は、別紙組織図記載の各委員会により構成され、同組織図に定める各委員会の委員長が、当該常任委員会の委員長を兼任する。

第3節 各委員会は、それぞれ会長が任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。ただし、会長は、常任委員会の委員長を兼任する委員会の委員長については、第1条第1節の定めに従って選任された理事の中から任命する。

第4節 会長は、すべての委員会の委員となる。

第5節 各委員会は本細則に定める事項および会長または理事会が付託する事項を処理する。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第6節 会長は、必要と認めるときは、第1節のいずれかの常任委員会のもとに、

別紙組織図に記載する以外の委員会を設置することができる。

第7節 各委員会の委員については、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

## 第8条 委員会の任務

各委員会の任務は、以下のとおりとする。

(a) SAA・出席委員会

この委員会は、以下を任務とする。

- 1) 例会における会場の監督およびこれに付随する任務ならびに会長または理事会が定める任務（SAA）
- 2) すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする（出席）

(b) プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

(c) 組織強化委員会

この委員会は、以下を任務とする。

- 1) 会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査した上で、入会の当否を判断し、その結果を理事会に報告する（会員選考）とともに、本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦する。（会員増強・選考）
- 2) 毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行う。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成する。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討する。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議する。（職業分類）

(d) 情報・広報委員会 この委員会は、インターネットホームページの運営、広報のための各種活動、ロータリー関連の諸刊行物への寄与、その他、ロータリーにかかわる情報の発信と流通を円滑に実現するための活動を行うとともに、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督する。

- (e) 雑誌会報委員会 この委員会は、本クラブの会報・雑誌の発行を任務とする。
- (f) 親睦委員会  
この委員会は、以下を任務とする。
  - 1) 会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。(親睦)
  - 2) 例会における唱歌を企画し、これを実施・統括する。(シンギング)
- (g) 社会奉仕・環境保全委員会 この委員会は、本クラブの会員による地域社会に対する諸責務の遂行ならびに環境保全活動に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。
- (h) 職業奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。
- (i) 新世代委員会  
この委員会は、次代を担う健全な青少年の育成に貢献するための諸活動を企画し、これを実践する。この活動には、青少年の交換プログラムの実施も含まれる。
- (j) 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕ならびに世界社会奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。
- (k) ロータリー財団委員会 ロータリー財団プログラムへの積極的参加を増進し、同財団の維持と拡充に貢献するための諸活動を実施する。
- (l) 米山奨学事業委員会 米山奨学事業の理解を広め、同事業のための寄付の増進と、同事業を通じた人材育成のための活動を行う。

## 第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節(b)項の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

## 第10条 財務

### 第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

### 第2節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

### 第3節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

## 第11条 会員選挙の方法

### 第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

### 第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

#### 第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

#### 第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

#### 第6節

このような選挙後に、クラブ会員は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

### 第12条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

### 第13条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

### 第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

（\*なお、「郵送」、「郵便投票」その他通信手段として郵便を利用する旨の定めについては、現代社会における通信実務に即し、また経費を節約し応答の簡便をはかるため、電子メール等インターネット技術を利用した通信をも含むものとする。）